

久喜市木造住宅向け耐震対策講演会・相談会

うちは大丈夫だろう

わたらの時代には
こないだろう

補強といってもお金
がかかるしねえ

相次ぐ地震 もはや他人事ではありません あなたの家 備えていますか...

久喜市では、地震に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震に関する専門家による講演会、建築士による個別相談会を行います。あわせて、市職員による簡易耐震診断の申込みを受け付けます。皆さまお誘いあわせの上、お気軽にご参加ください。

無料

**申込
不要**

とき:平成30年**11月25日(日)** 講演会 10:00~12:00
個別相談会 9:00~13:00
ところ:久喜市鷲宮総合支所 4階会議室



京大大学生存圏研究所 生活圏構造機能分野 准教授 中川 貴文 氏

演題「被災地から見える命を奪う木造住宅倒壊」

中川氏は、地震により木造住宅が損傷または倒壊する過程を、パソコン上で動画として見ることができるフリーソフトを開発した気鋭の研究者です。

【専門分野】木造住宅の耐震性能評価法の開発、地震・津波・突風による木造住宅の被害調査など

講師



設計工房佐久間 顧問 佐久間 順三 氏

演題「命を守る耐震補強」

佐久間氏は、地元久喜市に事務所を構える建築士で、建築物の耐震診断や耐震補強設計を多数手がけ、耐震に関する国等の各種委員会の委員として、また、国や県、専門家向けの講師として活躍されています。

【主な作品】久喜市中央公民館、エルサイトビルほか多数

自宅の耐震性はどの程度なのか？

とお考えの方は簡易耐震診断をご利用ください

市内に所在する自己用木造住宅(2階建てまで)の簡易な耐震診断を実施しています。市職員がパソコンで行う診断により、地震に対するおおよその安全性を確認することができます。

●所要期間:2~3週間 ●注意事項:一戸建ての住宅が対象です。共同住宅、貸家、店舗等、また、空き家は対象外です。現地調査は行いません。 ●持ち物:住宅を建築した時の図面(平面図及び立面図等) ※ご持参いただいた図面はその場でお預かりし、結果をお知らせする際に返却します。

無料

当日申込み
受け付けます



主催:久喜市 協力:(一社)埼玉建築士会杉戸支部・(一社)埼玉県建築士事務所協会杉戸支部
問合せ:久喜市建築審査課 TEL0480-22-1111 eメール:kenchikushinsa@city.kuki.lg.jp

お気軽にご相談
ください

建築士が個別に相談に応じます

無料

申込
不要

【相談例】

- 以前の大きな地震で壁にひびが入った。耐震性は大丈夫だろうか。
- 息子夫婦が孫を連れて帰ってくる。愛着のある自宅を増築し、耐震補強もして長く使うか、建て替えか、迷うなあ…
- 住宅改修をやるのにあわせて、耐震補強も一緒にやるのがお得で安心だと聞いた。そのあたりを相談したい…

※耐震相談は、木造の自己用住宅（兼用住宅を含みます）についてお受けします。ご自宅の図面（平面図、立面図等）や気になる部分の写真等をご持参ください。

耐震補強って何をやるの？…補強工事の一例をご紹介します（補強箇所（数）や補強方法は耐震補強設計により決まります）

1. 押し入れに筋交いを新設する



押し入れの下地材をはがします



新たに片筋交いを設置しました



仕上げ材を施工し、元の姿にします

2. 金物で補強



釘打ちされていた筋交いの接合部を筋交いプレートに交換し、ガッチリと固定します。

3. ふすまの片側を壁にして強くする



片側を閉鎖し、両筋交いを入れて壁にしました



壁紙を統一することで、違和感はありません

4. 基礎を補強



既存の基礎に鉄筋が入っておらず、基礎を補強した例

5. その他



洗面付近がシロアリの被害を受けていた例。浴室等の壁をはがすことで明らかになるケースが多いです。

市の耐震助成制度をご活用ください

昭和56年(1981年)5月31日までに建築確認を受けて建築された木造住宅(2階建てまで)については、耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事及び建替え工事について市の助成制度が活用できます。講演会・相談会当日に、制度概要を説明します。

耐震補強工事を行った場合のメリット…税制優遇や地震保険の割引が受けられます

税制優遇	固定資産税	耐震改修した住宅にかかる翌年度分の固定資産税が1/2に減額されます。詳細は市資産税課にお問い合わせください。(電話 0480-22-1111)
	所得税	標準的な工事費用相当額の10%相当額を所得税から控除することができます。詳細は春日部税務署へお問い合わせください。(電話 048-733-2111)
地震保険の割引	建物・家財に対し10%割引(平成19年10月1日以降に契約を行う住宅)。各損害保険会社へお問い合わせください。	